

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成22年さいたま市水道局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償) 第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、<u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u>前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(休業補償) 第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、<u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u>前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。